

○中原順子*湯沢雍彦**草野篤子*³林文**川崎末美**佐藤裕紀子*⁴

(*日本女大通信教育**東洋英和女学院大*³信州大*⁴東京家政大・非)

目的 (1)と同じ。本報告では特に子どもを持つ5組の夫婦の実例を中心に、その他聞き取り調査、訪問調査をした結果と併せ検討した。**方法** (1)と同じ。**結果** ①1歳3ヶ月になるまで有給で休業が取得可能であるが、1歳までに父親が取った例は1例のみであった。実例中には、その後の雇用者との契約で取れる65週間の育児休業を取った人はいなかった。

②法定労働時間週37時間、実労働時間年1635時間と短く、有給休暇も5週間あり、その取得率は100%。即ち日本のパート労働者より少し長く働き給料は正社員並に取得して、自然なワークシェアリングの形となっている。就業時間後の付き合いもなく、保育園の閉園時間(16:30)までに迎えに行け、家族と過ごす時間が長くとれる。労働組合も賃上げより労働時間短縮を要求している。③乳幼児保育所や学童保育が整っている。④子ども全てに18歳まで児童手当が支給される。上級学校に進むと奨学金が出てそれで自活する。⑤18歳で自立するのが常識のため、その後自然にパートナーを求める。親も夫婦で人生を楽しみ父母共仕事を持っているため子離れが上手。⑥国民学校に入るまでの保育料や税金は高いが、7歳からの教育費や医療費介護費等の心配が要らない。⑦公共部門で働く女性が多い。給料は高くないが、子どもの病気等の時は休みを取り易い。⑧国や地方の議会に女性議員が多く女性の意見が政策に反映され易い。これらが少子化を止めるのに役立ったと思われる。男性が育児休業を取り難い雰囲気や乳幼児保育施設が不足気味、子どもが病気の場合の休み難さなどどこにも共通した問題点も多々あるが、根本的には働くだけの人生よりも暖かい家庭と心豊かな人生を求める意識の変化が社会全体を動かしたと言えるのではないか。